

明石市工場立地法地域準則条例の一部改正（素案）の概要

1 はじめに

工場緑地面積率については、産業界から緩和に関する要望を受けて、明石市工場立地法地域準則条例が制定され、令和4年5月から工場立地法に基づく基準よりも緩和されたところです。

このたび、「SDGs 未来安心都市」を目指す本市として、SDGs の理念に基づき、経済・環境・社会の三側面に配慮した取組をより一層推進するため、令和4年1月に市へ提出された「明石市工場緑地のあり方検討会」答申の内容を踏まえ、工場緑地面積率の緩和と併せて、市独自の取組として、特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組を行うことを新たに定めようとしています。

については、明石市工場立地法地域準則条例の一部改正（素案）を作成いたしましたので、市民からの意見を募集します。

2 条例素案の概要

(1) 趣旨（第1条関係）

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> 工場立地法に基づき、特定工場の緑地面積率等の敷地面積に対する割合を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 工場立地法に基づき、特定工場の緑地面積率等の敷地面積に対する割合を定める。 市、特定工場及び地域住民が、特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組を行うことにより、地域産業の活性化、地域の生活環境等との調和及びパートナーシップのまちづくりを推進することを定める。

(2) 区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（第3条・第4条関係）

現行			改正案
① 緑地面積率・環境施設面積率			変更なし
区域	緑地面積率	環境施設面積率	
準工業区域	10%以上	15%以上	
工業地域 工業専用地域	5%以上	10%以上	
② 重複緑地の参入			
・建築物屋上等緑化施設			50%未満

(3) 周辺地域における生活環境等の向上に資する取組等（第7条関係）

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者は、緑地の質的な充実、緑化の推進に役立てる活動及び当該特定工場の周辺地域における生活環境の保全に寄与する社会貢献活動に積極的に取り組むよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者が、法準則に定める割合を下回って緑地を整備する場合（既存工場においては緑地面積が減少する場合のみ）、明石市版ネット・ポジティブ・インパクト（*）として、市、対象事業者及び地域住民のパートナーシップの下、特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組が行われなければならない。 対象事業者は、緑化等の取組として、良質な緑地の形成、二酸化炭素排出量の削減、地域貢献活動その他の取組を実施する。 地域住民は、緑化等の取組に積極的に協力するよう努める。 市長は、緑化等の取組に関するガイドラインを策定する。対象事業者や地域住民に対して、情報提供のほか必要な支援を行う。

*明石市版ネット・ポジティブ・インパクト

- 緑地面積率の緩和後における特定工場の周辺地域の経済、環境及び社会の全体が、当該緩和の前と比してより良いものとなること。

(4) 市の緑化推進に対する費用の拠出（第7条第2項関係）【新設】

現行	改正案
<p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者は、緑化等の取組が難しい場合は、その選択に基づき、市が行う緑化の推進のための費用を拠出することをもって緑化等の取組に代えることができる。

(5) アドバイザリー会議の設置（第8条関係）【新設】

現行	改正案
(新設)	<ul style="list-style-type: none">・対象事業者が計画する緑化等の取組の内容が特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資するかどうかについて専門的な立場から総合的に評価し、助言を行うため、アドバイザリー会議を置く。・アドバイザリー会議は、対象事業者が計画する緑化等の取組を評価し、市長へ意見を述べる。・市長は、その意見を尊重して評価を行い、速やかに結果を対象事業者に通知し、必要に応じて助言を行う。

(6) 地域協定の締結（第9条関係）【新設】

現行	改正案
(新設)	<ul style="list-style-type: none">・市、対象事業者及び特定工場が立地する小学校区のまちづくり協議会は、緑化の取組等に関する協定を締結する。

(7) 情報の提供及び表彰（第10条関係）【新設】

現行	改正案
(新設)	<ul style="list-style-type: none">・市長は、対象事業者が行う緑化等の取組について市民へ情報提供を行う。・市長は、緑化等の取組が地域における経済、環境及び社会の全体に著しく良好な影響を与えたと認めるときは、その功績を表彰する。

※今回規定しようとする市独自の取組については、第3条の緑地面積率等の規定を適用するための条件ではなく、工場立地法の届出内容に影響を与えるものではありません。

【 参 考 】

1 明石市工場緑地のあり方検討会

市は、工場緑地面積率等の緩和は、市民生活に影響を及ぼすため、市民の十分な理解が必要であることから、令和2年12月に学識経験者をはじめ経済団体、環境団体、市民・地域代表によって構成される明石市工場緑地のあり方検討会を設置しました。

検討会では、明石市のSDGsの理念に基づくまちづくりの考え方を踏まえ、経済・環境・社会の三側面による総合的な検討が行われ、より幅広くより深い視点を持って十分かつ丁寧な議論が行われました。

検討会は、工場緑地のあり方として、特定工場を設置する者と地域、そして市がともに課題に向き合い、相互理解を深め、将来を見据えて取り組んでいく、三方よしの「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」の導入を図った上で、緑地面積率等を緩和することとする答申書を取りまとめ、令和4年1月7日に市へ提出しています。

2 工場立地法とは

(1) 目的

工場立地が、環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施するとともに、工場立地に関する準則等を公表し、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

(2) 対象工場（特定工場）

敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積の合計 3,000 m²以上の製造業、電気・ガス・熱供給業者

（水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所は除く）

(3) 主な規制内容（緑地面積率等の基準）

法は、周辺的生活環境との調和を保つため、工場の緑地面積率等の基準を定め、工場敷地内に緑地等の確保を義務づけています。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
工業地域・工業専用地域 準工業地域	20%以上	25%以上

本市においては、市準則条例の制定に伴い、以下の基準となっています。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
工業地域・工業専用地域	5%以上	10%以上
準工業地域	10%以上	15%以上

(4) 本市の特定工場

本市には、特定工場が42工場あり、市街地に20工場、南二見人工島に22工場立地しています。

(5) 用語の定義

緑地	樹木が生育する区画された土地等 (樹木、芝、花壇、屋上緑化など)
環境施設	緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの (緑地、噴水、屋外運動場、広場、太陽光発電施設など)
緑地面積率	工場の敷地面積に対する緑地の面積の割合
環境施設面積率	工場の敷地面積に対する環境施設の面積の割合